

第7章 青少年の非行等問題行動

第1節 少年非行の概況 (県警少年課)

1. 少年非行の状況

昭和26年からの非行少年の検挙・補導数についてみると、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピーク、平成8年からは上昇に転じ高原状態で推移しています。平成20年中の状況をみると、県下で検挙・補導した非行少年等の数は13,967人で、前年より713人増加しました。14～19歳の刑法犯である犯罪少年は8人増加し903人、14歳未満の刑法犯である触法少年は60人増加し296人、そしてシンナー、覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は26人減少し26人でした。また、ぐ犯・不良行為少年は671人増加し12,742人の補導となっています。

用語の概念

犯罪少年とは……………14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者（交通関係を除く。）

触法少年とは……………14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く。）

ぐ犯少年とは……………20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

不良行為少年とは……………20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者

刑法犯少年とは……………刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）

特別法犯少年とは……………特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）

非行少年等とは……………刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。

凶悪犯……………殺人、強盗、強姦、放火をいう。

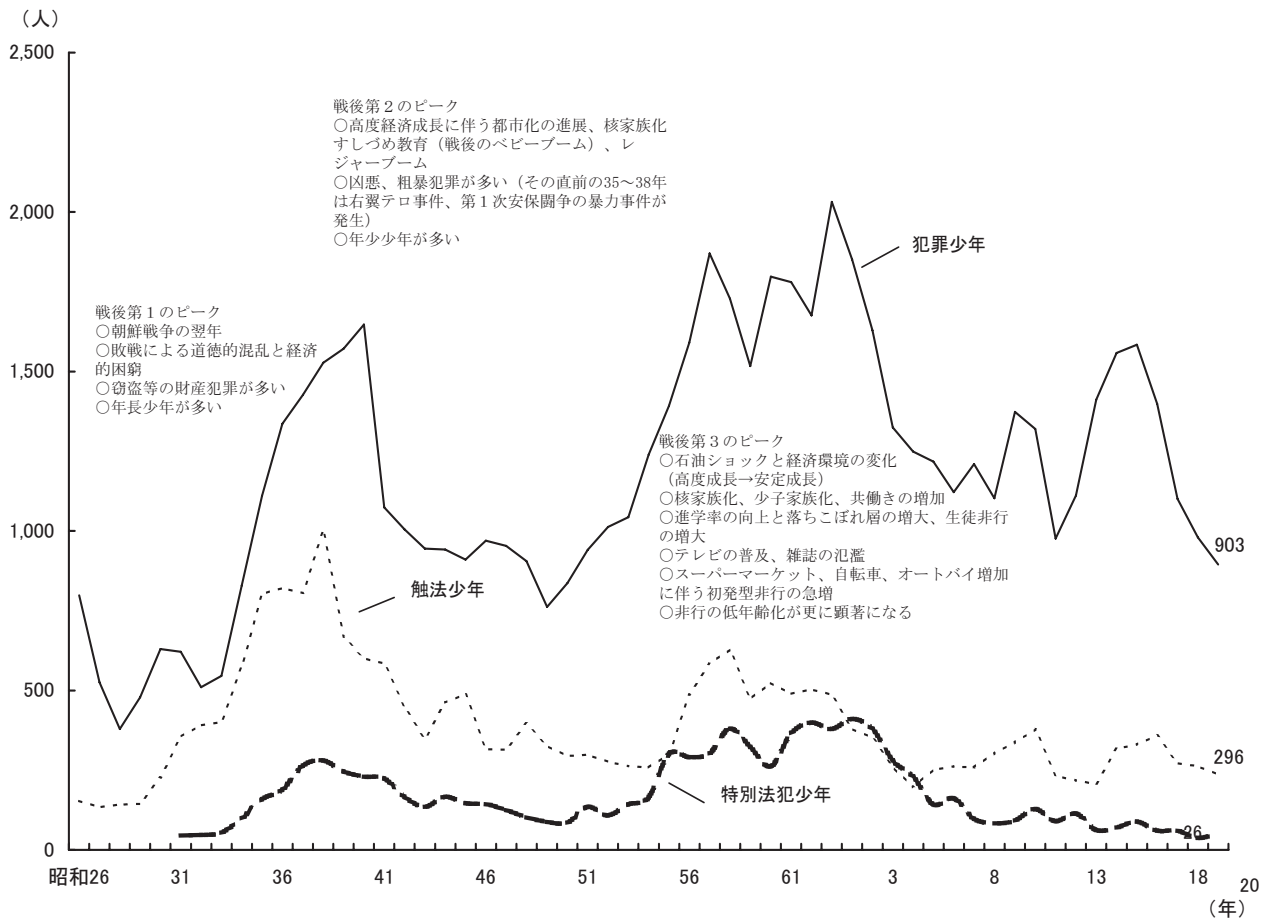
粗暴犯……………傷害、暴行、恐喝、脅迫をいう。

知能犯……………詐欺、横領、偽造をいう。

風俗犯……………と博、わいせつをいう。

少年人口……………平成20年10月1日を基準にした推計人口

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



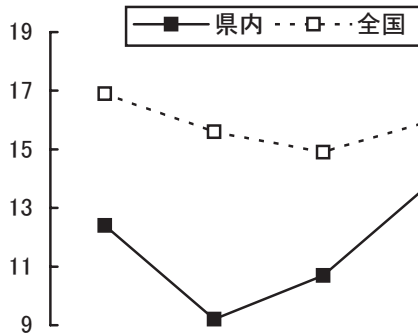
(備考) 犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。
 特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料) 県警少年課 調査

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



年次別	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
県内	12.4	9.2	10.7	13.9	15.5	16.1	14.6	11.7	10.7	10	10.2
全国	16.9	15.6	14.9	16	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	11.7

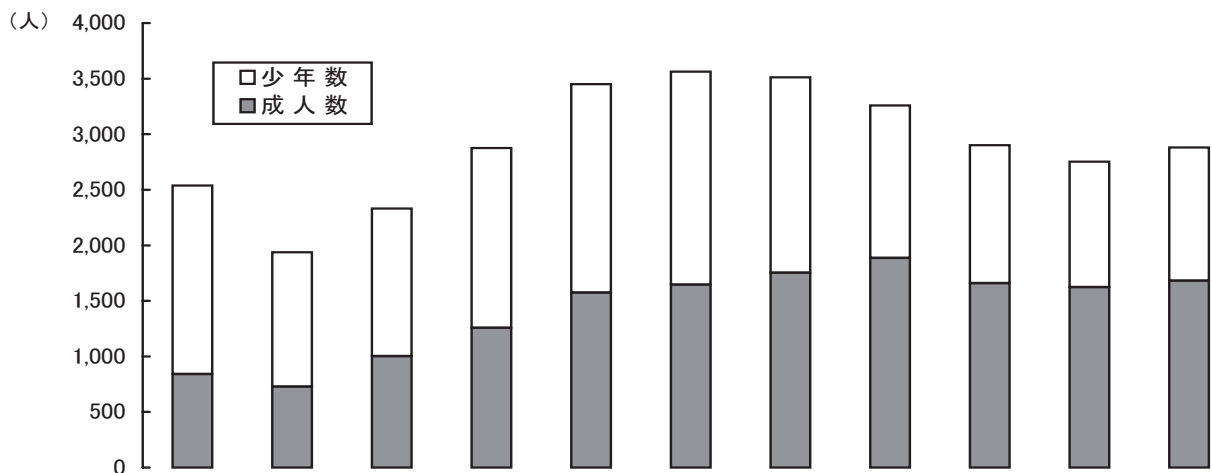
(資料) 県警少年課 提供

第2節 刑法犯少年 (県警少年課)

1. 全刑法犯に占める少年の状況

平成20年中の刑法犯検挙・補導人員は2,881人で、このうち少年(触法少年を含む。)は1,199人で全体の41.6%を占め、前年に比較して0.6ポイント増加しています。

第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況



年次	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
全刑法犯数	2,538	1,937	2,330	2,876	3,450	3,562	3,511	3,260	2,902	2,517	2,881
成人数	840	728	1,001	1,257	1,575	1,647	1,754	1,887	1,659	1,622	1,682
少年数	1,698	1,209	1,329	1,619	1,875	1,915	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199
うち触法少年	378	233	218	207	317	331	359	272	263	236	296
少年の占める率											
本県	66.9	62.4	57.0	56.3	54.3	53.8	50.0	42.1	42.8	41.0	41.6
全国	52.5	48.6	46.3	48.8	44.1	41.4	37.9	35.4	32.7	31.6	30.4

(備考) 刑法犯少年には犯罪少年と触法少年を含む。

(資料) 県警少年課 提供

2. 罪種別刑法犯少年

平成20年中に刑法犯少年として検挙・補導した少年について、罪種別にみると万引き、自転車盗を中心とする窃盗が809人と全体の67.5%を占めており、占有離脱物横領や器物損壊などのその他の刑法犯がこれに次いでいます。

また、中学生・高校生が全体の72.4%を占めています。

第7-2-1表 罪種別刑法犯少年の状況（平成20年）

単位（人）

区 分	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合 計
凶 悪 犯	0	0	9	3	1	6	6	25
粗 暴 犯	0	1	68	21	0	10	12	112
窃 盗 犯	0	59	295	301	32	60	62	809
知 能 犯	0	0	3	0	0	2	2	7
風 俗 犯	0	1	3	3	4	4	0	15
そ の 他	0	21	83	79	22	17	9	231
合 計	0	82	461	407	59	99	91	1,199

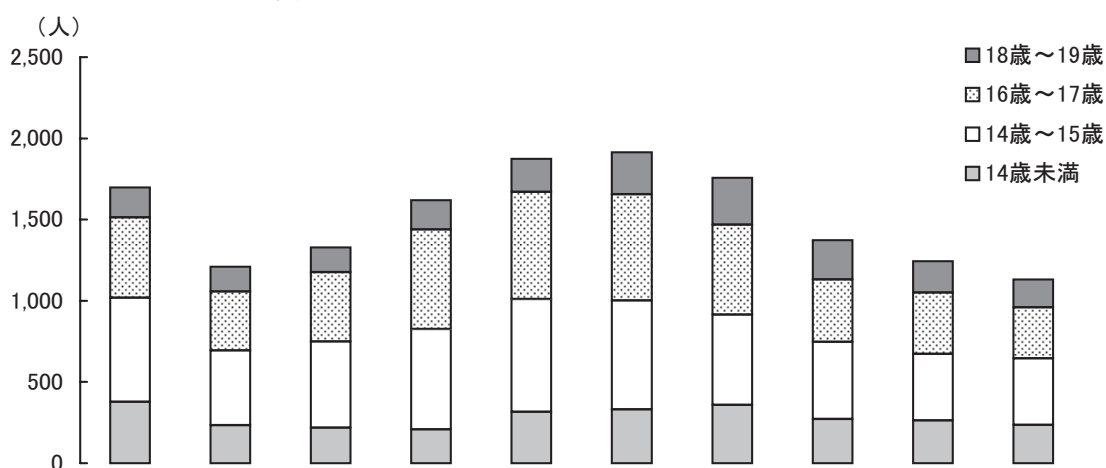
（資料）県警少年課 提供

3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年は、平成15年をピークに減少傾向にありましたが、平成20年においては、5年ぶりに増加に転じました。

刑法犯少年を年齢層別に分け過去10年間の推移をみると、14歳～17歳の少年が60%～70%台を占めています。

第7-2-2図 刑法犯少年の年齢別推移



区分 \ 年次	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
14歳未満	378	233	218	207	317	331	359	272	263	236	296
14歳～15歳	641	461	531	618	693	670	555	474	409	409	358
16歳～17歳	495	362	427	613	660	655	555	386	379	314	363
18歳～19歳	184	153	153	181	205	259	288	241	192	172	182
合 計	1,698	1,209	1,329	1,619	1,875	1,915	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199

4. 学職別刑法犯少年

平成20年中の刑法犯少年1,199人について、学職別に分けて年次別推移をみると、平成11年以降全体的に増加傾向となり、平成15年をピークに全ての学職で減少していましたが、平成20年には、前年と比べると無職少年が減少しただけで、他の学職で増加しています。

第7-2-2表 学職別刑法犯少年の推移

単位（人）

区分	年次別	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
学生生徒		1,463	1,026	1,107	1,307	1,554	1,579	1,392	1,135	1,002	929	1,009
有職少年		103	75	91	129	115	125	177	110	125	90	99
無職少年		132	108	131	183	206	211	188	128	116	112	91
合計		1,698	1,209	1,329	1,619	1,875	1,915	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199

（資料）県警少年課 提供

5. 男女別刑法犯少年

平成20年中の犯罪少年903人について、男女別をみると男712人（78.8%）、女子191人（21.2%）となっています。全国の男女別比率は、男子78.0%、女子22.0%です。

第7-2-3表 男女別刑法犯少年の推移

単位（人・%）

区分	年次別	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
合計		1,320	976	1,111	1,412	1,558	1,584	1,398	1,101	980	895	903
犯罪少年	男子	893	742	817	971	1,047	1,103	1,008	825	726	642	712
	女子	427	234	294	441	511	481	390	276	254	253	191
年	女子の占める割合	32.3	24.0	26.5	31.2	32.8	30.4	27.9	25.1	25.9	28.3	21.2
全国の女子の占める割合		25.5	22.3	22.4	23.8	24.4	24.1	24.5	24.0	23.1	23.5	22.0

区分	年次別	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
合計		378	233	218	207	317	331	359	272	263	236	296
触法少年	男子	253	171	159	160	193	234	247	203	211	181	239
	女子	125	62	59	47	124	97	112	69	52	55	57
年	女子の占める割合	33.1	26.6	27.1	22.7	39.1	29.3	31.2	25.4	19.8	23.3	19.3

（資料）県警少年課 提供

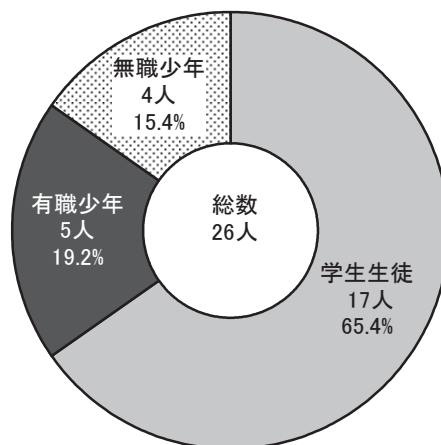
第3節 特別法犯少年（県警少年課）

1. 特別法犯少年の状況

平成20年中に検挙・補導した特別法犯少年26人について法令別にみると、「毒物及び劇物取締法」違反が最も多くなっています。

また、学職別にみると、学生生徒65.4%、有職少年19.2%、無職少年15.4%の順になっています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



第7-3-1表 法令別特別法犯少年の補導状況

単位（人）

法令	年次別						
	15年	16年	17年	18年	19年	20年	
軽 犯 罪 法	9	3	5 (3)	2 (1)	18 (4)	2 (1)	
銃砲刀剣類所持等取締法	1	1		3 (1)	2	2 (1)	
覚 せ い 剤 取 締 法	11	3	5	1	3	3	
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	49 (1)	35	18 (1)	9	9	4	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7	4	10	4	8	3 (1)	
県青少年の健全育成に関する法律			2		0	2	
そ の 他	12 (1)	14 (2)	20 (8)	18 (3)	12 (1)	10 (7)	
合 計	89 (2)	60 (2)	60(12)	37 (5)	52 (5)	26(10)	

（備考）交通関係法令を除く。（ ）は触法で内数。

（資料）県警少年課 提供

2. シンナー等乱用少年

シンナーや接着剤の乱用により検挙・補導した少年は、4人で、前年比では5人の減少となりました。乱用者の学職別では、半数が有職少年で、乱用に用いられたものとしては、シンナーが100%でした。また入手先は、友人等から譲り受けが、75.0%、その他が25.0%となっています。

第7-3-2表 シンナー・接着剤等乱用少年の年次推移

単位（人）

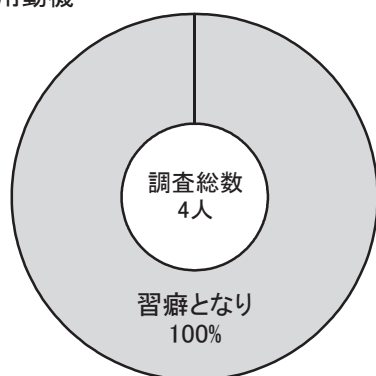
学職別		年次別											
		平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	
総数		123	84	78	56	51	54	41	18	9	9	4	
学生・生徒	中学生	18	8	9	1	9	4	4	2				
	高校生	6	7	6	12	7	9	5	2	2		1	
	その他	8	4	4	5	2	3		1				
	小計	32	19	19	18	18	16	9	5	2	0	1	
有職少年		35	30	27	17	9	15	12	1	5	3	2	
無職少年		56	35	32	21	24	23	20	12	2	6	1	

(注) 不良行為としての補導を含む。

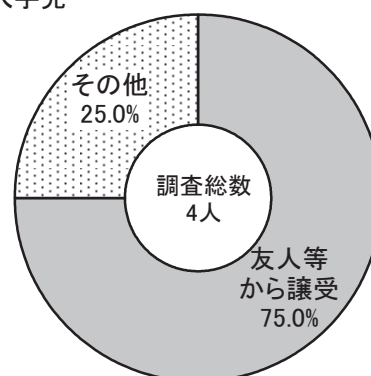
(資料) 県警少年課 提供

第7-3-2図 シンナー・接着剤等の乱用動機および入手先

乱用動機



入手先



(注) 不良行為、触法少年による補導を除く。

(資料) 県警少年課 提供

3. 覚せい剤乱用少年

特別法犯少年のうち覚せい剤取締法で検挙・補導した少年は前年と同数の3人でした。

第7-3-3表 少年の覚せい剤事犯の補導状況

単位(人)

年次	区分	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総	数	7	3	8	9	5	11	3	5	1	3	3
	学生生徒	3			1		4	1			1	
	有職少年	3	1	4	4	1	2	2	2		1	1
	無職少年	1	2	4	4	4	5		3	1	1	2

(資料) 県警少年課 提供

第4節 不良行為少年 (県警少年課)

平成20年中に補導した不良行為少年は、12,735人で前年より668人増加しました。その内容をみると、深夜はいかいが6,220人(48.8%)、次いで喫煙5,728人(45.0%)となっています。

学職別に年次別推移をみると、近年は無職少年の補導が最も多くなっています。

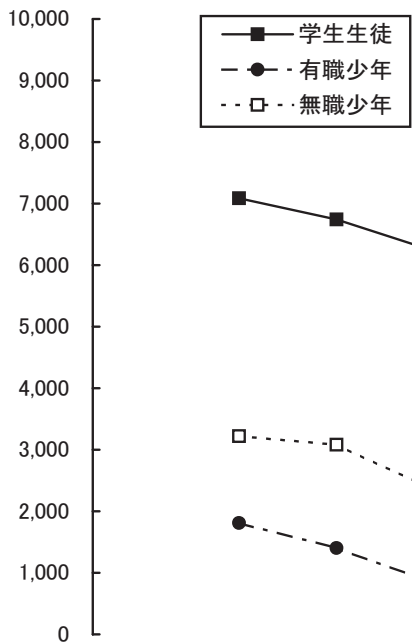
第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

単位(人)

行為別	年次	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
喫煙		5,001	6,679	5,836	4,937	5,751	5,728
深夜はいかい		5,921	7,665	6,730	6,530	5,671	6,220
暴走行為		189	174	58	58	68	39
不良交友		80	49	26	3	7	6
怠学		197	354	426	266	363	460
飲酒		194	213	112	108	87	101
家出		66	97	66	71	65	85
不健全娯楽		32	9	9	5	10	6
無断外泊		49	62	26	14	22	21
その他		316	161	110	61	23	69
合計		12,045	15,463	13,399	12,053	12,067	12,735

(資料) 県警少年課 提供

第7-4-1 図 不良行為少年の年次別推移



学職別	年次別											
	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	
小学生	56	66	83	49	83	58	47	29	29	18	41	
中学生	1,874	1,597	1,574	2,530	2,313	1,819	2,769	2,355	1,447	1,940	2,916	
高校生	4,429	4,084	3,914	6,005	5,661	4,169	4,675	4,034	3,512	3,404	3,501	
その他学生	726	995	657	793	702	528	724	516	265	189	175	
学生生徒	7,085	6,742	6,228	9,377	8,759	6,574	8,215	6,934	5,253	5,551	6,633	
有職少年	1,808	1,403	833	1,175	1,423	1,668	2,144	1,850	1,744	2,133	2,384	
無職少年	3,219	3,080	2,346	3,474	3,716	3,803	5,104	4,615	5,056	4,383	3,718	
合計	12,114	11,225	9,408	14,026	13,899	12,045	15,463	13,399	12,053	12,067	12,735	

(備考) 無職少年には未就学児を含む。

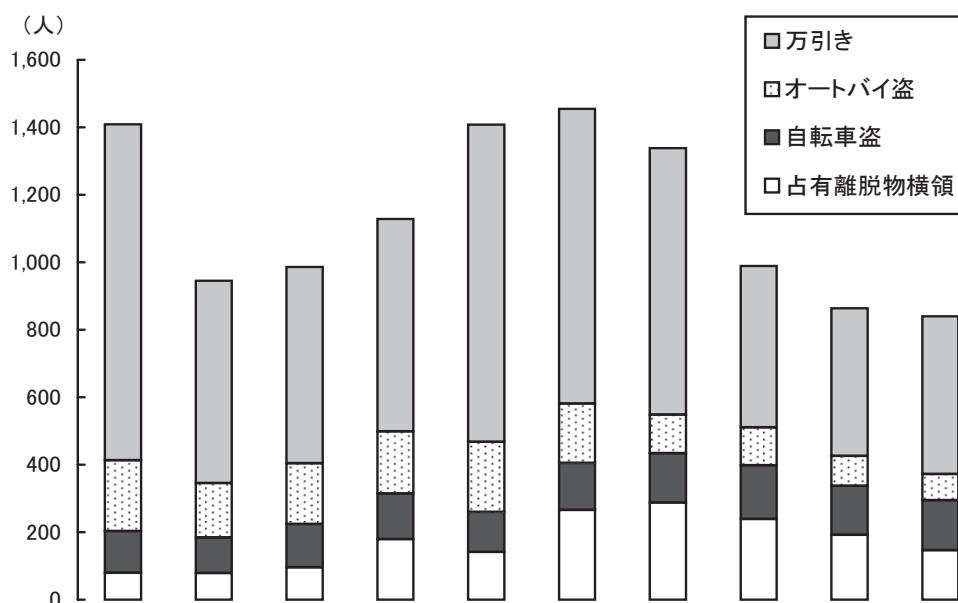
(資料) 県警少年課 提供

第5節 初発型非行 (県警少年課)

1. 初発型非行の現状

平成20年中に刑法の罪で、1,199人の少年が検挙・補導されていますが、中でも万引き、オートバイ盗、自転車盗などの、いわゆる初発型非行で検挙・補導された少年は868人で依然として多く、万引きが50.2%、占有離脱物横領が19.0%、自転車盗17.7%、オートバイ盗13.0%となっています。また刑法犯に占める初発型非行の割合も72.4%と極めて高くなっています。

第7-5-1図 初発型非行少年の推移



区分	年次	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
占有離脱物横領		80	79	96	179	141	266	288	239	192	146	165
自転車盗		123	105	128	135	119	139	146	159	145	149	154
オートバイ盗		210	161	180	185	208	176	114	112	89	77	113
万引き		996	600	582	629	940	874	790	479	438	468	436
計		1,409	945	986	1,128	1,408	1,455	1,338	989	864	840	868

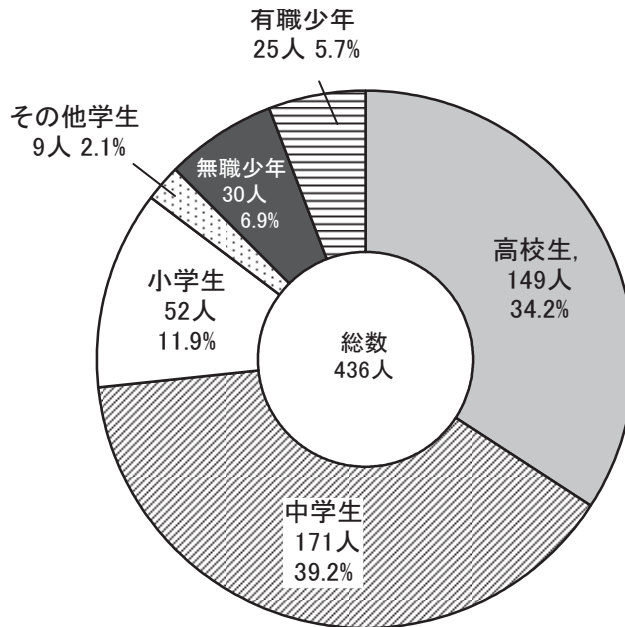
(備考) 人数は刑法犯少年として検挙・補導されたもの。

(資料) 県警少年課 提供

2. 万引き少年

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、全体の87.4%が学生・生徒・児童で、その率は依然として高く、中でも中学生が39.2%、高校生が34.2%を占めています。

第7-5-2図 万引き少年の学職別状況

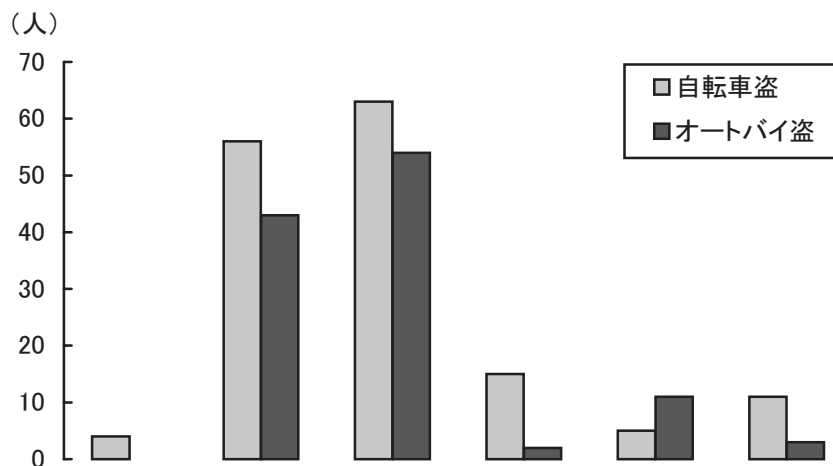


(資料) 県警少年課 提供

3. 初発型非行における乗物盗

平成20年中の初発型非行のうち、自転車、オートバイを盗んで検挙・補導された少年は267人で、内訳は自転車盗が154人、オートバイ盗が113人となっています。

第7-5-3図 初発型非行における乗物盗



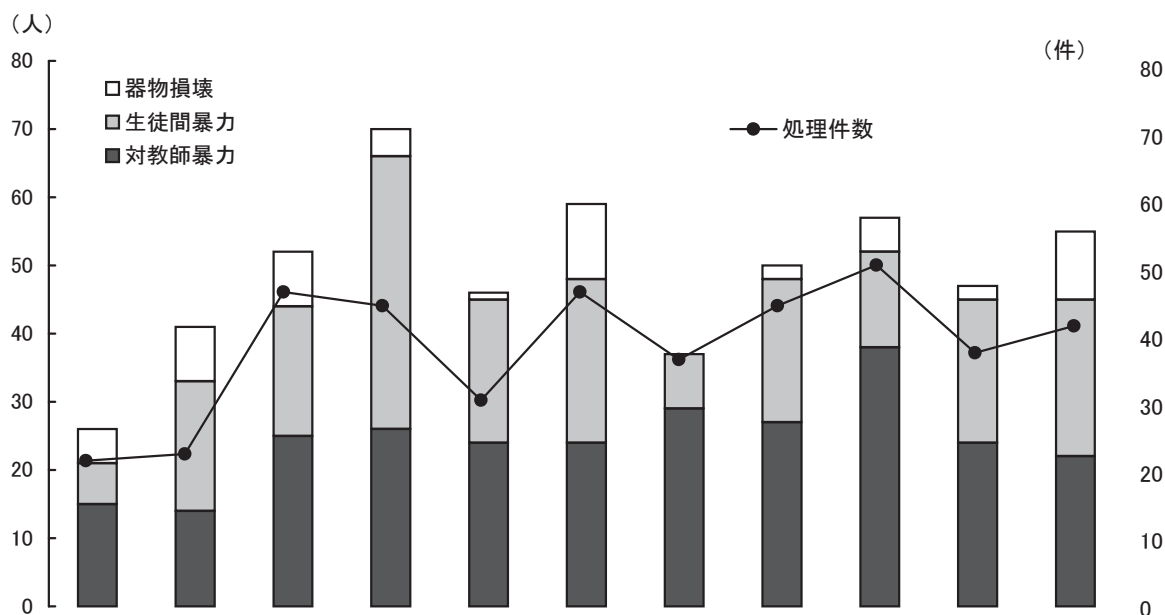
学職	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	合計
合計	4	99	117	17	16	14	267
自転車盗	4	56	63	15	5	11	154
オートバイ盗		43	54	2	11	3	113

(資料) 県警少年課 提供

第6節 校内暴力（県警少年課）

平成20年中に校内暴力によって検挙・補導された学生・生徒は55人で、前年より8人増加しました。また、教師に対する暴力については、22件22人（前年20件24人）が検挙・補導されました。

第7-6-1図 校内暴力の検挙・補導人員



区分	年次別	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
		小 学 生						1	1	1	1	1
検 挙 ・ 補 導 人 員	対教師暴力						1			1		
	生徒間暴力							1	1		1	1
	器物損壊											
	中 学 生	26	30	52	53	43	53	35	46	55	43	54
処 理 件 数	対教師暴力	15	13	25	26	24	23	29	27	36	24	22
	生徒間暴力	6	9	19	23	18	19	6	17	14	18	22
	器物損壊	5	8	8	4	1	11		2	5	1	10
	高 校 生		11		17	3	5	1	3	1	3	
処 理 件 数	対教師暴力		1							1		
	生徒間暴力		10		17	3	5	1	3		2	
	器物損壊										1	
処 理 件 数	22 (15)	23 (13)	47 (25)	45 (26)	31 (22)	47 (23)	37 (29)	45 (27)	51 (35)	38 (20)	42 (22)	

(備考) () 内は対教師暴力事件で内数

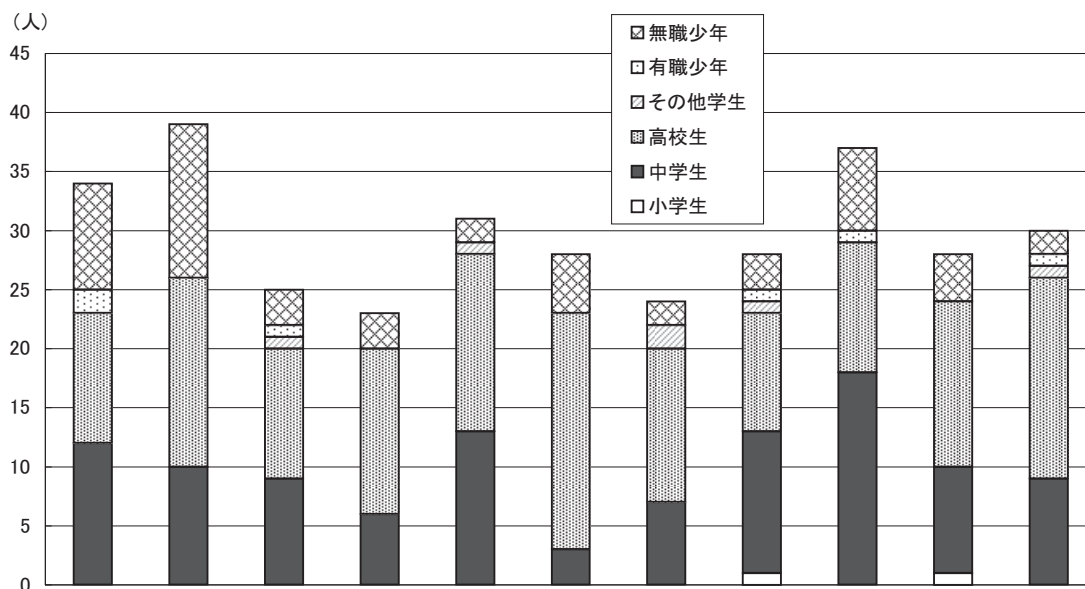
(資料) 県警少年課 提供

第7節 性非行 (県警少年課)

1. 性の逸脱行為の学職別推移

性の逸脱行為があった少年は30人で前年より2人増加しており、学職別で見ると高校生が17人、中学生9人、その他の学職が1人、有職少年が1人、無職少年が2人でした。

第7-7-1 図 性の逸脱で補導した少年の学職別推移



学職別		年次別										
		平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
学生・生徒	小学生								1		1	
	中学生	12	10	9	6	13	3	7	12	18	9	9
	高校生	11	16	11	14	15	20	13	10	11	14	17
	その他			1		1		2	1			1
有職少年		2		1					1	1		1
無職少年		9	13	3	3	2	5	2	3	7	4	2
合計		34	39	25	23	31	28	24	28	37	28	30

(備考) 平成12年の統計から男子を加算

(資料) 県警少年課 提供

2. 性の逸脱のきっかけ

少年の性の逸脱のきっかけとなった行動は、出会い系サイトの利用が主流となり、平成20年は全体の43.3%を占めました。

第7-7-1表 性の逸脱の手段の推移

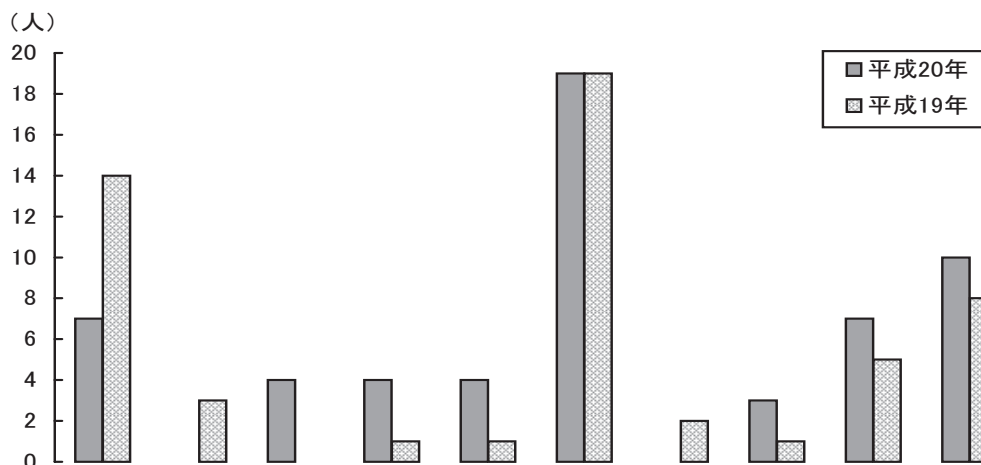
区分	年次別	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
性の逸脱行為をした少年		28	24	28	37	28	30
	出会い系サイト	17	9	13	12	20	13
	テレクラ・ツショツ	1	2	2	11	3	3
	ナンパ		1	2	3	1	
	友達・恋人	1	3	4	2		4
	知り合い	1	4	2	5	2	2
	紹介	6		4	4	1	2
	その他	2	5	1		1	6

(資料) 県警少年課 提供

3. 性の逸脱行為の動機別状況

性の逸脱行為で補導した少年の動機については、第7-7-2図のとおりとなっています。

第7-7-2図 性の逸脱行為の動機別状況



動機別	総数	自らすすんで					誘われて				その他	
		遊ぶ金が欲しくて	興味・好奇心から	セックスが好きで	特定の男が好きで	その他	遊ぶ金が欲しくて	興味・好奇心から	その他	小計		
平成20年	30	7		4	4	4	19		3	7	10	1
平成19年	28	14	3		1	1	19	2	1	5	8	1
増減	2	-7	-3	4	3	3	0	-2	2	2	2	0

(注)ここでいう性の逸脱行為で補導した少年とは、

- 売春防止法第2条の「売春」をした少年、又は「売春」の相手方となった少年
- 児童福祉法第34条第1項第6号の「児童に淫行をさせる行為」により淫行した児童
- 児童買春・児童ポルノ法第2条の「児童買春」をした少年、又は「児童買春」の相手方となった児童
- 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項、3項、5項の「児童ポルノの製造」により児童ポルノに描写された児童
- 滋賀県青少年健全育成条例の「いん行またはわいせつな行為」をした少年、又は相手方となった少年
- 刑法第182条の「淫行勧誘罪」により姦淫した女子少年
- 健全育成上支障のある性的行為をしていた少年をいう。

(資料) 県警少年課 提供

第8節 暴走族（県警交通指導課）

近年の暴走族グループは、構成員数及び走行回数が減少するとともに、グループが小規模化し、バイク数台によるゲリラ的暴走の傾向が強くなってきています。その一方、暴走族OB等を中心とした者が旧車會（暴走族風に改造した旧型バイクを運転するグループ）を結成し、数県の旧車會が合同で大規模な集団走行を行うなどし、その中には、暴走族構成員が旧車會を隠れ蓑として活動している者もあり、その実態を把握・解明することが困難になってきています。

また、全国的には、暴走族同士の金銭トラブルに起因する殺人事件、暴走族構成員に対するリンチ事件、警察官に対する公務執行妨害事件や拳銃強奪事件等の犯罪が発生している状況であり、悪質・凶悪化しています。

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっていますが、昭和63年ごろからグループの再編の兆候が顕著となっています。平成20年末現在12グループ、人員は103人を確認しており、暴走族グループと行動を共にするなどの旧車會やグループ未加入者を加えると人員は325人となっています。

第7-8-1表 暴走族容疑者の年次別推移

区分	年別	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
暴走族容疑者		553人	537人	601人	503人	478人	423人	435人	372人	317人	325人

（資料）県警交通指導課 提供

2. 年齢別、学職別構成

把握した325人については、少年が62.2%を占めています。年齢別では、18歳が19.7%と多く、次いで19歳の18.5%となっています。

また、学職別では、無職者が59.1%と最も多く、次いで工員が18.5%となっています。

第7-8-2表 暴走族の年齢別構成

単位（人）

年次	年齢別						20歳以上	合計
	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成11	385	20	56	105	104	100	168	553
12	392	7	30	96	141	118	145	537
13	460	39	76	123	123	99	141	601
14	397	19	37	110	144	87	106	503
15	347	18	38	76	118	97	131	478
16	296	12	24	70	86	104	127	423
17	247	14	17	52	83	81	188	435
18	246	12	39	63	71	61	126	372
19	202	11	30	43	58	60	115	317
20	202	3	24	51	64	60	123	325

（資料）県警交通指導課 提供

第7-8-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

年次	学職別						店員	自動車 関係員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他				
平成11	278	152	9	76	53	23	9	4	25	553
12	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537
13	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601
14	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503
15	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478
16	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423
17	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435
18	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372
19	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317
20	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325

(資料) 県警交通指導課 提供

3. 暴走行為の現状

暴走行為は前年と比較すると、暴走回数、参加人員、参加台数はともに減少していますが、その一方、小集団でのグリラ的暴走の傾向が増加していることが窺えます。

第7-8-4表 暴走事案の発生状況

単位(人)

区分	年次	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	暴走回数(回)		137	116	139	190	151	80	123	124	87
暴走人数(人)		2,017	1,741	1,188	2,619	1,612	939	1,382	982	909	786
参加車両(台)		1,016	955	783	1,403	870	526	700	502	483	467
	二輪(台)	899	868	760	1,192	850	429	636	474	470	465
	四輪(台)	177	87	23	211	20	97	64	28	13	2

(資料) 県警交通指導課 提供

4. 検挙と車両押収状況

道路交通法違反では、整備不良による検挙が最も多く、次いで、共同危険行為等の禁止違反、無免許の検挙となっています。

第7-8-5表 道路交通法違反等の検挙状況

単位（人）	
道 路 交 通 法 違 反	228
整 備 不 良	47
無 免 許	23
速 度	7
共 同 危 険 行 為	35
信 号 無 視	19
そ の 他	97
刑 法 犯 ・ そ の 他	26
窃 盗	7
暴 行 ・ 傷 害	3
シ ン ナ ー	0
そ の 他	16
合 計	254

（資料）県警交通指導課 提供

第7-8-6表 車両の押収状況

		単位（台）									
年次 区分		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
二輪車		95	50	53	15	44	52	33	27	11	22
四輪車		2	2	1	4	8	5	3	3	0	0
計		97	52	54	19	52	57	36	30	11	22

（資料）県警交通指導課 提供

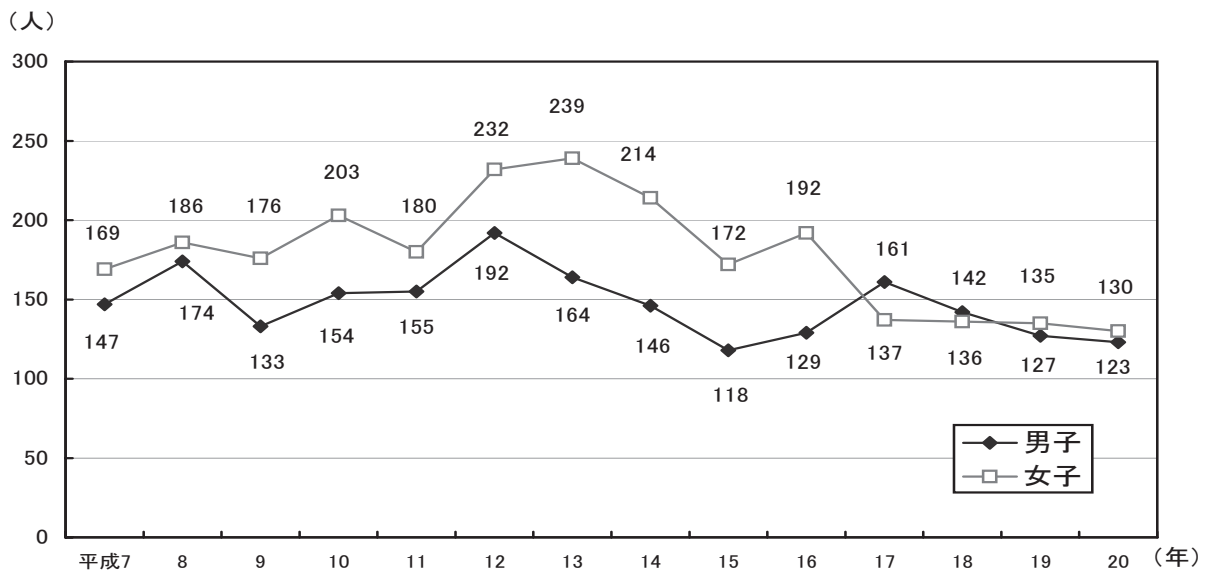
第9節 家出少年（県警生活安全企画課）

平成20年中に警察へ捜索願出のあった家出少年は253人で、前年に比べて9人減少しました。これを男女別にみると、平成5年以降は女子の家出の数が男子を上回っていたものの、平成17年平成18年は逆転し男子が上回り、平成19年以降は再び女子が男子を上回っています。

家出少年を学職別にみると、中学生が119人と最も多く、全体の約47%を占める結果となっています。

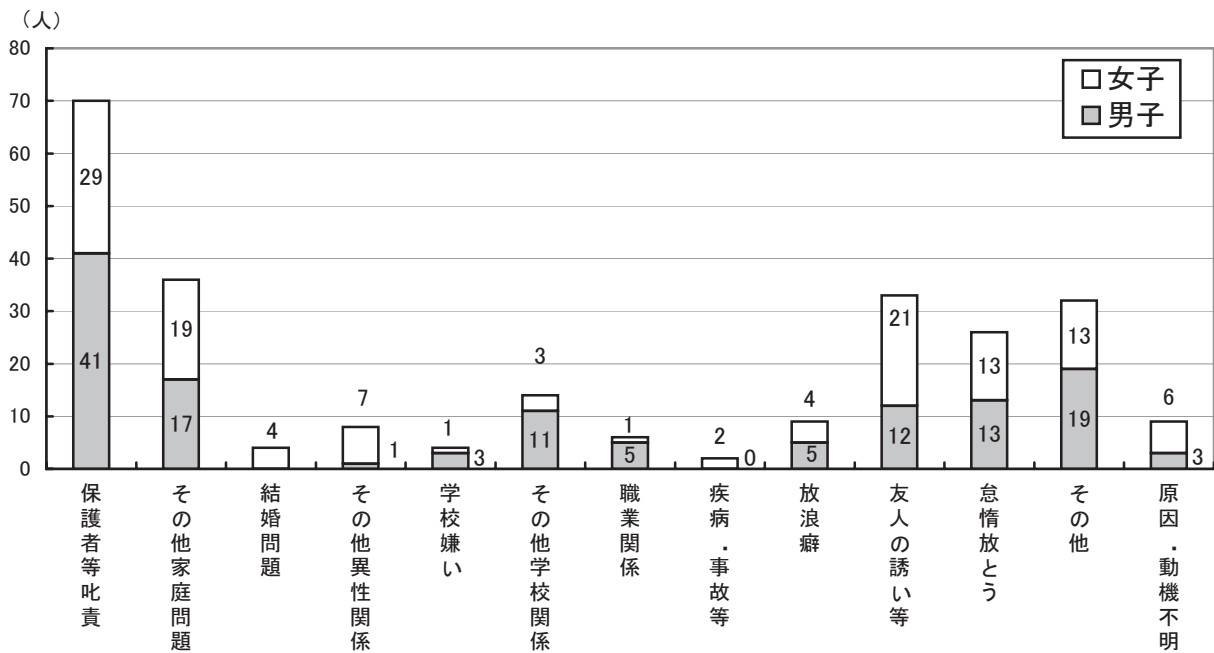
家出の原因・動機は「保護者の叱責」が70人と最も多く、次いで「友人誘い等」が33人となっています。

第7-9-1図 家出少年の年次推移



（資料）県警生活安全企画課

第7-9-2 図 家出少年の原因・動機別状況（平成19年中）



（資料）県警生活安全企画課 提供

第10節 いじめ（教委学校教育課）

平成20年度にいじめを認知した公立学校の数は、小学校77校、中学校39校、高等学校14校の合計130校でした。認知件数は小学校137件、中学校75件、高等学校41件の合計253件で、平成19年度と比べて小学校で53件、中学校で75件、高等学校で15件減少しました。その背景には、教職員や児童生徒の意識の高まりとともに、学校における早期発見の取組がすすんだことが考えられます。

第7-10-1表 小学校（公立）におけるいじめの発生状況

	滋 賀 県				全 国			
	発生校数	発生件数	発生学校数の割合(%)	児童1,000人あたり発生件数	発生校数	発生件数	発生学校数の割合(%)	児童1,000人あたり発生件数
平成16年	30	42	12.7	0.50	2,671	5,551	11.5	0.78
17年	33	55	14.1	0.65	2,579	5,087	11.3	0.72
18年	107	211	45.5	2.46	10,875	60,380	48.1	8.54
19年	90	190	38.3	2.22	8,778	48,526	39.2	6.92
20年	77	137	32.9	1.59	7,356	40,545	33.1	5.79

（注）平成18年度から、従来の「発生校数」「発生件数」が「認知校数」「認知件数」に変更になった。

（資料）県教委学校教育課 提供

第7-10-2表 中学校（公立）におけるいじめの発生状況

	滋 賀 県				全 国			
	発生校数	発生件数	発生学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり発生件数	発生校数	発生件数	発生学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり発生件数
平成16年	25	48	24.8	1.15	3,774	13,915	36.6	4.10
17年	30	52	29.7	1.27	3,538	12,794	34.6	3.82
18年	60	176	59.4	4.37	7,403	49,443	72.5	14.89
19年	62	150	61.4	3.70	6,640	42,122	65.3	12.66
20年	39	75	38.6	1.86	5,887	35,757	58.1	10.83

(注) 平成18年度から、従来の「発生校数」「発生件数」が「認知校数」「認知件数」に変更になった。

(資料) 県教委学校教育課 提供

第7-10-3表 高等学校（公立）におけるいじめの発生状況

	滋 賀 県				全 国			
	発生校数	発生件数	発生学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり発生件数	発生校数	発生件数	発生学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり発生件数
平成16年	8	13	16.0	0.35	1,115	2,121	27.2	0.81
17年	7	8	14.0	0.22	1,223	2,191	30.0	0.87
18年	27	64	55.1	1.85	2,475	9,166	61.0	3.75
19年	22	56	44.9	1.74	2,076	6,418	52.0	2.69
20年	14	41	26.9	1.29	1,771	5,043	39.8	2.14

(注) 平成18年度から、従来の「発生校数」「発生件数」が「認知校数」「認知件数」に変更になった。

(資料) 県教委学校教育課 提供